

## 規制内容の概要

- 1 本龍野駅西地区（用途地域が商業地域の部分に限る）では、下記に掲げる建築物の建築等ができません。

### **（１）建築基準法 別表第二（に）項第６号に掲げる建築物**

15㎡を超える畜舎

### **（２）建築基準法 別表第二（ほ）項第２号、第３号に掲げる建築物（ぱちんこ屋を除く）**

マージャン屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの  
カラオケボックスその他これらに類するもの

### **（３）建築基準法 別表第二（り）項第２号、第３号に掲げる建築物**

キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの  
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場その他これらに類するもの

※詳細は、「たつの市特別用途地区の区域内における建築物の制限に関する条例」から確認してください。